

# 外部の指導者（教職員以外）の扱いについて

※ 教職員以外の外部の指導者は『部活動指導員』と『外部指導者（コーチ）』のいずれかとなります。

★数年前から承認書の形式が変わり（写真添付なし、コーチの印なし等）ましたのでご注意ください。

また、「部活動指導員」のIDは県中体連事務局では作成しませんので、競技部の指示に従ってください。

## 『部活動指導員』について

学校教育法施行規則が改正され、第78条の2に「部活動指導員」という記載が加えられ、数年前より施行されました。そしてスポーツ庁より出されたガイドラインの中では、下記の様に位置付けられています。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの除去。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

また、日本中体連においても「部活動指導員」による、全国中学校体育大会における引率及び監督を認めております。そのため、本県総体においても、同様の対応をいたします。

※部活動指導員については、部活動指導員承認書を3部作成する。（令和5年度より形式変更）

1部は県中体連事務局（コピー可）へ郵送する。

1部は大会参加申込書とともに、各競技部長（コピー可）へ提出する。

1部は学校控えとする

## 『外部指導者（コーチ）』について

① 外部指導者（コーチ）は、当該チーム（選手）に対して、日常的に指導に携わっており、支部大会においても出場校の校長が認めた者とする。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者（コーチ）にはなれない。（水泳競技、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）は、この項省く）

② 校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、校長が適切であると承認した外部指導者（コーチ）に引率及び監督の資格を認める。外部指導者（コーチ）が引率・監督を務める場合は、所定の「外部指導者（コーチ）承認書」に必要事項を記入し参加申込時に提出すること。

③ 外部指導者（コーチ）については、県大会出場が決まつたら直ちに所定の「外部指導者（コーチ）承認書」を3部作成する。（令和5年度より形式変更）項を記入し参加申込時に提出すること。なお、部活動指導員・外部指導者（コーチ）は、他校の引率及び監督にはなれない。）

1部は県中体連事務局（コピー可）へ郵送する。

1部は大会参加申込書とともに、各競技部長（コピー可）へ提出する。

1部は学校控えとする

※ なお、部活動指導員、外部指導者（コーチ）は、他校の引率及び監督にはなれない。

※ 各競技部の大会要項などに、「外部指導者」、「外部指導員」などいくつかの表記がありましたら、『外部指導者（コーチ）』と標記を統一してください。